

令和8年度 シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託仕様書

1. 業務名

シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託

2. 目的

本業務は、市内を中心に活動するビジュアル関連クリエイターによるチームを組織し、各人が持つ専門的な知識とセンスを生かして、江別市の「住みやすさ」や「洗練された文化的イメージ」などを、SNS（主に Instagram）により発信することで、江別市のブランドイメージ向上と移住定住の促進を目的とする。

主要ターゲットを札幌市および近郊に居住の20～30代女性とし、江別市が将来的な移住候補地として自然に選択肢に挙がるよう、質の高い情報発信を行うとともに、クリエイター自身のスキル向上や活動の場の拡大につなげ、地域におけるクリエイターの活躍を支援し、継続的な魅力発信に繋がる自走可能な仕組みの構築を目指す。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

江別市の魅力をクリエイター目線で捉え、SNS（主に Instagram）を通じて発信する業務。

(1) シティプロモーションチームの組織・運営

①本業務で組織するシティプロモーションチームは、江別市に在住または活動拠点を有するクリエイターを主体とすること。ただし、江別市に継続的な関わりを持ち、本事業への貢献が期待できると認められる場合には、市外のクリエイターをチームメンバーに加えることができる。ここでいう「継続的な関わり」とは、次のような事例等を想定している。

- ・過去に江別市でのクリエイティブ活動（作品制作、イベント参加など）の実績がある者。
- ・江別市内の事業者、団体、大学などと現在、交流や連携がある者。
- ・江別市への移住を具体的に検討している者、または将来的な移住意向を持つ者。

・江別市内に家族・親戚が在住しているなど、個人的な繋がりが深い者。

② チームメンバーが互いに刺激し合い、制作技術の向上を図る機会を設けること。

(2) コーディネーターの配置

① シティプロモーションチームについて、表現の方向性や編集方針の統一、コンテンツのクオリティ維持など、チーム全体を統括しコントロールするコーディネーターを配置すること。

② 市とチーム間の円滑なコミュニケーションを図り、事業目的と方向性を共有すること。

(3) Instagram アカountの開設・運用

① 本事業専用の Instagram アカountを新規開設すること。なお、既存アカountの活用も可とするが、その場合は、市と事前に協議すること。

② アカountの基本設定（ロゴ制作、プロフィール作成など）を行うこと。

③ コンテンツ投稿（月 4 回程度を想定）、リポスト、コメント等のリアクション、ダイレクトメッセージへの対応など、アカountの日常的な管理・運用を行うこと。

④ 投稿の拡散状況分析、ユーザーエンゲージメント分析を行い、効果的な運用改善策を検討・実施すること。

(4) コンテンツ制作・発信

① 江別市の「住み心地の良さ」、「情緒的価値のある日常の風景」、「食の豊かさ」、「洗練された文化的イメージ」などをテーマとして、クリエイター独自の視点と感性を生かした質の高い SNS コンテンツ（写真、動画、テキストなど）を制作し、発信すること。（クリエイター自身のブランディングに資する内容を含む）

② ターゲット層（札幌市および近郊に居住の 20～30 代女性）に響くような、感性的で共感を呼ぶ表現を追求すること。

(5) 目標設定・進捗報告

① 事業開始時に、Instagram アカountのフォロワー数などの具体的な目標を設定し、市と共有すること。

② 四半期に一度以上、事業の進捗状況、目標達成度、アカountの分析データ、課題、今後の運用計画などについて市に報告し、協議を行うこと。

③ 必要に応じて中間報告会を実施すること。

(6) 提案によって実施を検討する業務（例示）

以下の項目は、必須業務に加えて提案可能であり、提案の有無や内容が評価に影響する。

① コンテンツ制作ワークショップの開催： チームメンバーの制作技術向上や、新たなクリエイターの育成・発掘を目的としたワークショップの企画・実施。

- ② チーム会議の開催： 定期的なチーム会議を開催し、クリエイター間の交流促進、企画立案、コンセプトの共有などを行う。
- ③ SNS 広告の活用： ターゲット層へのリーチを最大化するための具体的な SNS 広告（Instagram 広告など）の企画・実践。
- ④ 市外からのクリエイター人材の呼び込みに向けた施策： 本事業を契機とした、江別へのクリエイティブ人材の誘致に繋がる具体的な提案。
- ⑤ 市のシティプロモーションに対する提言： 本業務を通じて得られた知見を活かし、江別市のシティプロモーション全体に対し、デザインや表現に関する助言・提案。

(7) 共通事項

- ① コンテンツの企画、取材、写真撮影、映像制作、編集、データ作成等、コンテンツ制作にかかる業務全般を行うこと。
- ② 施設等への取材やロケーション、スケジュール調整等は受託者が行うものとする。取材先等の選定については、コーディネーターの責任において実施し、当市と適宜情報共有を行うこと。
- ③ 業務に必要な資料や写真等は受託者が収集するものとし、当市は既存資料の提供などにおいて受託者の業務遂行に協力する。
- ④ 本業務において入場料、交通費、モデル料等が発生する場合、受託者においてすべての手続きを行い、経費を負担すること。
- ⑤ クリエイター動画等制作謝礼の単価については、本事業の総事業費内で受託事業者の裁量に委ねる。

5. 成果品

成果品は以下とし、いずれもメディアに格納し納品すること。ファイル形式は市と協議の上決定する。

- (1) Instagram アカウントのアクセス情報（ID、パスワード等）
- (2) 制作された全てのコンテンツデータ（写真、動画、テキストなど、投稿データ一式）
- (3) 事業報告書（運用実績、目標達成度、アカウントの分析データ、課題、今後の展望など）

6. 第三者が権利を有する著作物の使用

- (1) コンテンツ等に使用する画像、イラスト、音楽、その他の資料について、第三者が著作権、特許権・実用新案権、意匠権、商標権といった知的財産権のほか、肖像権を有するものや、不正競争防止法による保護を受けるものである場合は、必要な手続きを行うとともに、使用料等の負担及び責任は提案者において負うこと。

- (2) 納品する全ての成果物について、上記と同様の責任を受託者が負うこと。

7. 成果品の著作権及び利用

- (1) 本業務において制作された成果物（Instagram アカウントを含む全てのコンテンツデータ等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て江別市に帰属するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、受託者及びチームを構成するクリエイターは、本業務を通じて制作した自身のコンテンツ（写真、動画、文章など）について、受託業務完了後も、自身のブランディングやポートフォリオ目的として非独占的に無償で利用（ウェブサイト、SNS、展示、営業活動等での掲載・公開）できるものとする。
- (3) 市は、委託期間終了後においても、成果物の加工や、SNS を含む Web での配信、上映、配布などの二次利用を可能とする。
- (4) 受託者及びクリエイターが成果物を利用する際、または市が二次利用する際、互いの信用を損なうような利用は行わないものとする。

8. その他

- (1) 受託後、業務の遂行に当たって当市が保有する資料等が必要な場合は、当市に問い合わせること。資料等の貸与を希望する場合、受託者は貸与リストを作成の上、当市に提出して協議すること。
- (2) 当市から貸与された資料等がある場合は、業務完了後直ちに返却すること。重大な過失によって破損・紛失等の損害を生じさせた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施に当たっては当市と連絡を密に取り十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には速やかに当市の指示を受けること。さらに、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、当市へ報告するとともに誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく当市に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託された業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、業務の一部を第三者に委託する場合は、当市の承認を得

るものとする。

- (5) コンテンツ表現に関するガイドライン遵守：政治的・宗教的中立性を揺るがすこと、差別表現など、江別市のイメージを損ねるような表現は厳に慎むこと。契約締結時に、別途ガイドラインを共有し、それに従って運用すること。コーディネーターは投稿内容をチェックし、市と協議の上、調整を図ること。
- (6) 炎上・苦情発生時の対応：炎上や苦情が発生した場合は、速やかに内容を確認し、市と連携して適切に対応すること。原因を究明し、再発防止策を検討・実施すること。
- (7) 契約期間終了後のアカウント所有権：契約期間終了後のInstagramアカウントの所有権については、本事業の成果や状況を踏まえ、市と受託者で協議を行い決定する。アカウントが自走化に値する価値を持った場合は、その継続的な運用についても協議の対象とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については当市と協議の上決定する。